

中央会 Monthly

・ Tochigi ・

2020

11

vol.630

特集

1・3P

第72回中小企業団体全国大会開催
(茨城県水戸市)



蔵の街美術館 栃木市



4~5P FLASH

- ▶ドローンビジネス連携開拓事業
- ▶諸制度改正に伴う専門家派遣等事業
- ▶プレスリリースオンラインセミナー
- ▶地区別組合トータルサポート事業
- ▶女性グループ交流事業
- ▶中小企業等連携ビジネス支援事業

6~7P 情報連絡員報告 (令和2年9月分)

- ▶グラフと概況／業界の声

8~9P 組合インタビュー「この人に聞く」

- ▶第19回：栃木県生花商協同組合
金子昌郎 理事長 山口友邦 顧問

10P 施策情報

- ▶物品・役務に係る電子調達システムの導入について

11P チェックポイント

- ▶持分の払戻請求について
- ▶脱退を申し出た組合員の取り扱いについて

12P INFORMATION

- ▶地区別優先的課題解決型講習会のご案内
- ▶小規模事業者組織化指導事業特別講習会のご案内

栃木県中小企業団体中央会

栃木県宇都宮市中央3-1-4 (栃木県産業会館3階)

TEL 028-635-2300 / FAX 028-635-2302 / URL : <http://www.tck.or.jp>

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください!

◇コミュニティビジネス支援センター◇

◇官公需総合相談センター◇



特集

第72回中小企業団体全国大会開催

開催日：令和2年10月22日

場所：水戸市「ザ・ヒロサワ・シティ会館」

全国中小企業団体中央会・茨城県中小企業中央会は10月22日(木)、「ザ・ヒロサワ・シティ会館」(水戸市)において新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で、『第72回中小企業団体全国大会』を開催、梶山弘志・経済産業大臣等のご臨席の下、全国から中小企業団体の代表者約380名が出席して行われました。

本大会では、大井川和彦・茨城県知事、高橋靖・水戸市長より歓迎のご挨拶を頂戴しました。続いて、梶山弘志・経済産業大臣よりご祝辞を頂戴し、田村憲久・厚生労働大臣、野上浩太郎・農林水産大臣、関根正裕・株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長よりビデオメッセージを頂戴しました。

大会は、阿部真也・茨城県中小企業団体中央会会長が議長に、堀一・新潟県中小企業団体中央会会長、坂倉徹・神奈川県中小企業団体中央会副会長がそれぞれ副議長に選任されて議事が進行し、中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強化支援等の拡充、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進、中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備など21項目を決議しました。

また、稲山幹夫・福井県中小企業団体中央会会長が「デジタル化など生産性向上への取組み」と題して意見発表を行い、本大会の意義を内外に表明するため、山本主税・茨城県中小企業青年中央会会長が「大会宣言」を高らかに宣しました。

これと併せて、本大会では、優良組合(32組合)、組合功労者(74名)、中央会優秀専従者(20名)の表彰が執り行われました。それぞれ受賞者総代に対して、森洋全国中小企業団体中央会会長より表彰状とともに記念品(笠間焼・結城紬)が贈られました。

次期全国大会については、2021年11月25日(木)に、神奈川県において開催することを発表し、大会旗が森会長から坂倉徹・神奈川県中小企業団体中央会副会長へ継承され、坂倉副会長が次期開催地会長挨拶を行いました。その後、閉会となりました。

受賞者のみなさまおめでとうございます (敬称略)

〔優良組合〕 栃木県北建設業協同組合 (理事長 石川 裕之)

〔組合功労者〕 塚本 美貴吉 (栃木県東トラック事業協同組合 理事長)



開催地挨拶：阿部真也茨城県中央会会長



大会風景



表彰式：各受賞者総代の皆さん



大会旗継承：次期開催地坂倉徹神奈川県中央会副会長へ

第72回中小企業団体全国大会決議【重点事項】

背景・目的

- 多発する自然災害、国内外でのマイナス要因が強まる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業・小規模事業者の経営は未曾有の難局に直面。
この難局を乗り越えるためには、協同して経営資源を補完・補強し合うことが効果的であることから、国等からの迅速かつ手厚い支援策が必要。
- ウィズコロナの時代を共に切り拓き、共に発展することを目指す上で、組合等連携組織とそれを支える中小企業団体中央会の基盤強化が重要。
- 国等は、中小企業・小規模事業者の難局からの脱却、その先の持続的な成長と豊かな地域経済社会の実現に向けて、本決議事項の実現に強く取り組まれない。

I. 中小企業・小規模事業者等の生産者向上・経営強靱化支援等の拡充

1. 新型コロナウイルス感染症及び多発する災害からの復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化への強力な推進

- (1) 持続化給付金等の追加実施や新たな給付制度の創設・拡充
- (2) 専門的・科学的根拠に基づく情報発信、指針・ロードマップの提示
- (3) ウィズコロナ下での産業政策ビジョンの作成と業種別振興策の実施
- (4) 組合・企業間連携を通じたDXをはじめとするデジタル化対策の実施
- (5) 組合・中央会のサテライト・バックオフィス機能の保有・強化

2. 生産性向上の実現支援の加速化と新たな展開対応への支援強化

デジタル化投資関連支援策のハード・ソフト・サポート面の強化

- (1) デジタル化インフラの整備に向けたハード面の支援強化
- (2) デジタル化の推進状況に合わせたソフト面の支援強化
- (3) 組合を通じたデジタル化支援・中央会指導員の支援スキルの強化

3. 次世代への円滑な事業承継・後継者育成に向けた対策の強化

- (1) 第三者承継支援の拡充、事業引継ぎ支援センターの機能強化
- (2) 組合を基盤とした事業承継支援の強化のための予算の措置

4. 中央会の指導体制・支援機能の拡充・強化、実態やニーズに即した組合制度への運用改善

中小企業団体中央会の指導体制の強化と十分な予算の措置

5. 地方創生推進に向けた対策の拡充

- (1) 地方創生推進交付金の要件緩和・対象拡大、十分な予算確保
- (2) 特定地域づくり事業協同組合制度に係る中央会が行う伴走型支援への予算措置

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

- (1) 雇用調整助成金等に関連する助成措置の新型コロナ感染状況に応じた拡充、延長、更なる支給の迅速化
- (2) 雇用保険料率の見直しの慎重な検討、国庫負担4分の1への復帰、二事業の事業費管理の徹底・大幅な見直し
- (3) 中小企業の経営実態に配慮した働き方改革の推進、特に新しい働き方やAI、IoTの活用等に対する支援等の強化
- (4) 中小企業に対する人材確保支援等策の強化、組合を活用した教育機関の活動・新しい分野の研修支援の強化

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

- (1) 新型コロナに対する金融支援機能の維持・拡充、及び支援窓口の強化
- (2) 資本性劣後ローンの取組み強化、国の直接的な資金調達方法の拡充
- (3) 被災事業者に対する新型コロナの影響を受けた場合の多重債務軽減対策

2. 中小企業・組合税制の拡充

- (1) 新型コロナで影響を受けた中小企業に対する措置の延長・拡充、既存税制の適用期限の延長、新たな税制措置の創設
- (2) 中小法人の法人税の軽減税率の引下げ・適用所得金額の撤廃、恒久化

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- (1) 新型コロナ対策として新たに措置されたものづくり補助金の「特別枠」の継続・拡大
- (2) 下請取引の適正化、下請法の厳正かつ迅速な運用
 - ① サプライチェーン対策補助金の継続、中小企業への支援策の充実
 - ② 下請代金支払遅延等防止法等の運用強化・厳正かつ迅速な対処
 - ③ 業種別下請ガイドラインと自主行動計画の業種拡大・強力な推進

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

- (1) 電力コストの負担軽減に必要な対策の実施
- (2) エネルギー使用合理化等事業者支援事業補助金の拡充・強化

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充

- (1) コロナ禍対策としての集客イベント、プロモーション等の消費喚起支援策の実施
- (2) 事業継続に向けた複数年度実施可能な支援策の実施
- (3) コロナ禍対策としてのプレミアム商品券の発行等、個人消費喚起策の実施
- (4) キャッシュレス普及推進に向けた中小クレジットカード事業会社の状況を踏まえた加盟店手数料の見直し等支援策の強化

6. サービス業支援の強化・拡充

- (1) コロナ禍対策としての観光関連産業への消費・需要喚起支援の長期実施
- (2) 被災地復興のための観光戦略の構築、重層的な取組みに対する支援強化
- (3) 高規格幹線道路網の整備拡大、道路交通機能の維持・強化
- (4) コロナ禍の新しい生活様式に対応した助成措置の創設

7. 官公需対策の強力な推進

- (1) 緊急随意契約・前倒し発注の実施など官公需適格組合等の積極的活用、災害協定等締結等への官公需適格組合等への優先発注
- (2) 予定価格積算の調査・額の決定方法の統一、働き方改革関連法に対応した必要経費の適切な計上
- (3) コロナ禍対策としての納期や工期の柔軟な設定、発注機関からの一方的な減額要請の禁止
- (4) 少額随意契約の正確な広報、消費税率引上げ等を勘案した適用限度額の大幅な引上げ

※全国中小企業団体中央会：第72回中小企業団体全国大会決議【重点事項】紙より転載

◇ ドローンビジネス連携開拓事業 講習会

期 日：令和2年10月8日(木)・22日(木)

場 所：宇都宮市「栃木県中央会 7階会議室」

ドローンを用いたビジネス展開についての第4回講習会を10月8日に実施いたしました。「連携ビジネスの展望」と題し、コーディネーターである有限会社ビジネスプランニングの勝瀬典雄氏から、一般社団法人設立に向けた具体的なアクションプランについて提案が行われました。

続いて、22日の第5回講習会では「連携ビジネスの構築」と題し一般社団法人設立に向けて、法人の「ビジョン」「名称」「会長及び発起人の選定」等の検討を行いました。今回は、定款内容の詳細事項等を検討していく予定です。



講習会の様子（講師：勝瀬 典雄氏 写真中央）

◇ 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業 全体講習会

期 日：令和2年10月8日(木)

場 所：宇都宮市「ホテルニューイタヤ」

消費増税や働き方改革など諸制度改正によって生じた経営課題等に対し、課題解決を図り適正な事業活動ができるよう環境整備を支援するため全体講習会を開催いたしました。

ジャイロ総合コンサルティング株式会社取締役会長大木ヒロシ氏を講師に迎え、前半は「消費税増税」のおさらいとして課税事業者の判断・軽減税率・インボイス制度等について、後半は「アフターコロナの事業継続」について、新型コロナウイルス感染症が与えた影響を紹介し、Afterコロナで必要となること等、今後の経営戦略ポイントについて講演が行われました。



講習会の様子（講師：大木 ヒロシ氏 写真中央）

◇ 販路拡大につながる！プレスリリースオンラインセミナー 実践編

期 日：令和2年10月27日(火)

場 所：宇都宮市「栃木県中央会 7階会議室」

栃木県中央会では、この度標記の「組合等販路開拓支援事業」を初めてオンラインセミナーとして開催いたしました。

会員組合及び組合関係者等23名が出席、うち19名がオンライン出席の形で参加いたしました。

講師に(株)マジックマイスター・コーポレーション代表取締役の大谷芳弘氏を迎え、「広報の基礎知識」「プレスリリースの作成方法」「売上UPのABC戦略」「オンライン実践」「マスコミへの情報発信」等について事例紹介等を学びました。



セミナーの様子

◇ 地区別組合トータルサポート事業 全体講習会



講習会の様子（講師：潮 一生氏）

期 日：令和2年10月12日（月）

場 所：矢板市「矢板市生涯学習館 会議室」

組合等の経営の改善向上に資するための講習会及び組合運営上の疑問・課題に中央会指導員が応える相談会の2部構成からなる出張版中央会：地区別組合トータルサポート事業全体講習会を矢板市生涯学習館で開催しました。

「コロナ禍でも維持する事業運営セミナー ～ニューノーマルとの向き合い方～」と題し、合同会社うしお事務所代表社員の潮一生氏を講師に迎え、『コロナ禍』について行動の変化、需要の変化、新しい生活様式への変化等を紹介し、「コロナ下での事業運営：今すべき行動（リスク管理）」等について講演が行われました。

講習会終了後、組合参加者からの相談会を実施しました。相談者に対しては今後も継続して指導支援を行います。

◇ 第1回女性グループ交流事業 交流会



ラテアート体験の様子

期 日：令和2年10月14日（水）・21日（水）

場 所：宇都宮市「（有）ブラジルコーヒー商会本社」

女性経営者や起業意欲のある女性、会員組合の女性役員等を対象に今年第1回目の女性グループ交流事業を開催いたしました。

（有）ブラジルコーヒー商会 代表取締役永島一正氏を講師に迎え、「コーヒーの世界を旅しよう」～コーヒーの世界から学ぶ経営、新たな生きがい・豊かな時間探しの旅～をテーマに、『会社の強み』『ポリシー』『地元企業としてコーヒーに懸ける想い』について講演が行われました。

また、参加者は生豆からのコーヒー焙煎、ドリップ体験及び試飲体験、サイフォン式コーヒーメーカー抽出、ラテアート体験などを行い、楽しくコーヒーについて学びました。

◇ 中小企業等連携ビジネス支援事業 第5回検討会



検討会の様子

期 日：令和2年10月16日（金）

場 所：那須塩原市「職人 Village」

技術交流や新商品開発に取り組む2つの任意グループを対象に中小企業等連携ビジネス支援事業の第5回検討会を実施いたしました。

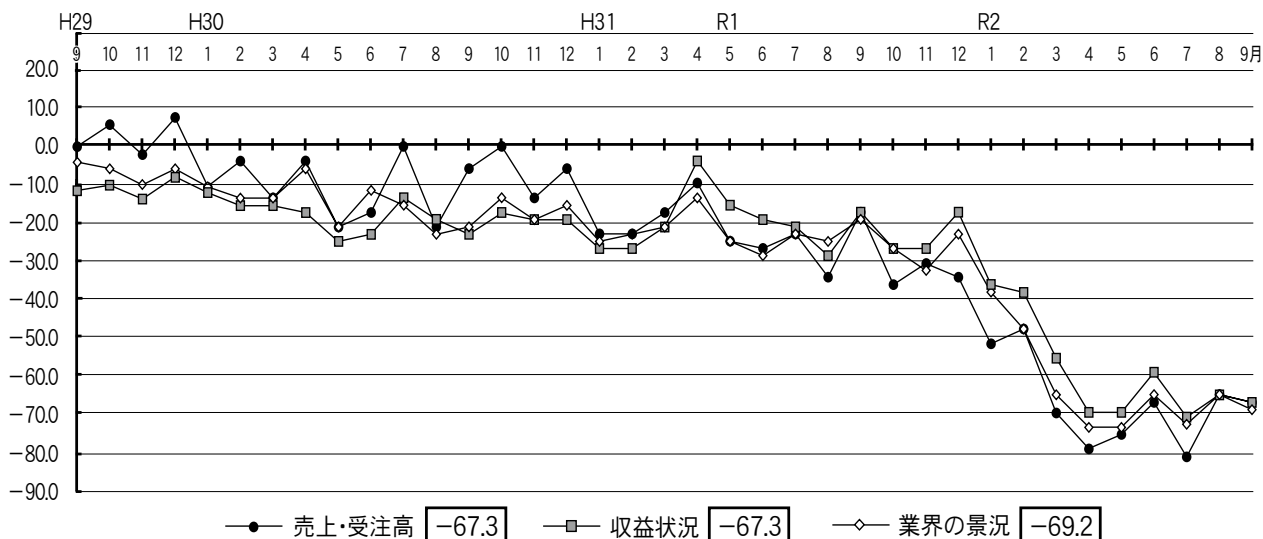
「ロケットストーブ開発グループ」「大谷石漆喰壁材開発グループ」はそれぞれ班別研修を行い、現在の事業計画の進捗状況、及び今後の商品開発、市場展開等について検討を重ねました。

第6回検討会は11月20日に、商品パッケージや広告などのデザインに関する特別講師を招き開催する予定です。

情報連絡員報告 (令和2年9月分)

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。

県内主要 3 指標の推移（前年同月比 D I 値）



概 況

9月の前年同月比D I 値は、前月と比べ9指標中3指標が上昇し、6指標が下降した。主要3指標は「売上高」「収益状況」が1.9ポイント下降、「業界の景況」が3.8ポイント下降した。依然、新型コロナウイルスの影響が全業種的に及んでおり厳しいマイナス状況が続いている。

業種別・指標別にみると、図表1のとおり、製造業全体に-100ポイントを示す項目が多く見られ、特に「繊維・同製品」「印刷」「一般機械」において悪化の度合いが強まっている。一方、非製造業では製造業に比べて-100ポイントを示す業種は少ないものの、「卸」「小売」が依然として厳しい業況を示しているほか、「サービス業」「運輸業」においても雇用人員や景況感に厳しさが現れている。

国等の各種経済対策の効果もあり、シルバーウィークでの観光地の賑わいなど、徐々に人や物が動き出してきたとの見方もあるが、まだまだ本来の状態には程遠いとの声も多い。GoToキャンペーン等、施策の恩恵を受けられるところと受けられないところの差が生じていることや、新型コロナウイルスの感染拡大も未だ収束の目途が立たない状況から、全体としては依然厳しい状況に変わりはない。赤字企業続出や倒産企業の増加を懸念する声もあり、このままどこまで耐えられるのか、先行きへの不安はこれまで以上に高まりつつあると言える。

【図表1：前月D I 値差】

	売 上	在 庫	価 格	条 件	収 益	資 金	設 備	雇 用	景 況
食 料 品 製 造	-100.0	25.0	0.0	-25.0	-100.0	-75.0	-50.0	0.0	-75.0
繊維・同製品	-100.0	-50.0	-25.0	-50.0	-100.0	-100.0	-75.0	-50.0	-75.0
木材・木製品	-50.0	25.0	-25.0	0.0	-75.0	0.0	-25.0	0.0	-100.0
印 刷	-100.0	0.0	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	0.0	-100.0
窯 業 ・ 土 石	-25.0	-50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-25.0	0.0
鉄 鋼 ・ 金 属	-50.0	-25.0	0.0	0.0	-50.0	-25.0	-50.0	-25.0	-75.0
一 般 機 器	-100.0	0.0	0.0	-25.0	-100.0	-50.0	-100.0	0.0	-100.0
製 造 業	-72.0	-12.0	-8.0	-20.0	-72.0	-44.0	-52.0	-16.0	-72.0
卸 売 業	-66.7	-33.3	0.0	-66.7	-100.0	-33.3		0.0	-66.7
小 売 業	-85.7	-42.9	14.3	-42.9	-85.7	-57.1		0.0	-71.4
サ ー ビ ス 業	-66.7		-33.3	-33.3	-50.0	-50.0		-50.0	-83.3
建 設 業	-20.0		0.0	0.0	-20.0	0.0		0.0	-20.0
運 輸 業	-75.0		0.0	0.0	-75.0	-50.0		-25.0	-100.0
そ の 他	-50.0		0.0	0.0	-50.0	-50.0		0.0	-50.0
非製造業	-63.0	-40.0	-3.7	-25.9	-63.0	-40.7		-14.8	-66.7
全 体	-67.3	-20.0	-5.8	-23.1	-67.3	-42.3	-52.0	-15.4	-69.2

【和洋菓子製造業】9月は当業界的には、彼岸等があり、物の動く時期であり、普段は例年の売り上げに近い。しかし、まだ地域（観光地・駅ビル等）によっては苦戦。

【あん類製造業】政府の経済政策により、売上は増加傾向にある。只、昨年度と比べると10～15%のダウンとなる。

【縫製業】秋物の売行が悪く追加もなく生産ロットも少なくなり、先行きが見えない。今までアパレルの生産数が多かったのが、適量生産の傾向が強くなり益々厳しい状況である。

【外衣・シャツ製造業】まだまだ最悪である。

【染色整理業】近時一部分で最悪感はあるものの、しかし全体で厳しい状況下にある。

【網・網・レース・繊維粗製品製造業】本来であればトーション業界も本格的なシーズンインだが、時間が経過するにつれてドンドン業況は悪化しているように感じる。

【一般製材業】新型コロナウイルスによる社会情勢の変化により、業界全体がダメージを受けているが、当組合としては当該影響をあまり受けていない。

【家具・建具製造業】今後の回復ペースは極めて緩慢なL字型となる認識が共通となっている。7月～8月に見られた持ち直しも一過性との懸念が強まっている。赤字転落企業が続出する見込みである。

【建具製造業】新型コロナウイルスの影響は、秋になっても続いている。仕事量は減少傾向のままである。

【印刷業】今後も受注減は確実、資金繰りが厳しく回復には時間がかかる。倒産により組合員1社が脱退した。

【石灰製造業】鉄鋼向けは、相変わらず減産傾向であるため、出荷減。肥料関係は、家庭菜園関係の小袋肥料が新型コロナウイルスの影響で、出荷増となった。建材関係は、ほぼ前年並みに推移。全体では、先月同様、鉄鋼向けの減少が大きく影響し減少している。

【金属製品製造業】自動車メーカーからの受注状況は、各社毎に生産調整中のところ、回復してきたところ、変わらないところと様々である。家電関係では、冷蔵庫の受注は増加し、エアコン関連は減少した。

【金属製品製造業】自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも新型コロナウイルス、売上低下、人件費増加、人手不足により低下した。

【一般機械器具製造業】今月も売上高の減少により収益状況悪化が継続中であるが、全般に回復の兆しもみられる。今後操業度低下により収益状況悪化懸念はある。引き続き新型コロナウイルスに関し今後の動向に注視し政府等の支援対応に期待する。

【一般機械器具製造業】企業業績について若干の回復傾向がみられるものの、引き続き生産計画の見直し、設備投資計画の延期等の対応が強いられている。

【一般機械器具製造業】相変わらず、好転はしない状況が続いている。我々実習生受入事業を行っているものには、在留期限の過ぎた実習生の負担も大きくなってきている。

【各種商品卸売業】9月以降新型コロナウイルスの影響を大きく受けていた企業も企業努力や取引業界の状況改善により若干回復の傾向がみられる。しかし、全体的には依然として厳しい状況は変わらない。

【食肉小売業】新型コロナウイルスの影響で、家庭内食が増え、スーパー・小売関係は例年並みで推移している。外食レストラン・ホテルは、少し動き出した程度

で、全体の消費は、かなり減少している。

【各種商品小売業】景気の回復を見ることが出来ない9月期であった。物販店の落込みは20～30%変わらず、又、飲食店も「食ベトクチチケット」等期待した見込みもチケット販売終了と共に落ちていたとの事。GOTOイートに期待を持っているが、効果はまだわからない。

【各種商品小売業】8月に再び売上が悪化してしまい、不安な状況ではあったが、やはり9月も非常に厳しい数字になってしまった。シルバーウィークで観光地はにぎわいを見せていたようだが、観光客相手の施設でもなく、恩恵を受けるには至らなかった。先が見通せない。

【花・植木小売業】先月のお盆同様、長梅雨や局地的な大雨、また梅雨明け後の高温による障害から菊類を中心に市場への入荷量は少なく、全国的に品薄高値状態が続いた。一方、今年のお彼岸は敬老の日も重なり小売りの売れ行きは順調であったが、全体としてはなお厳しい状況にある。

【理容業】新型コロナウイルス感染症の影響により、来客数は減少し、それに伴い減収となっている。業界ガイドラインに沿って、マスク・フェイスシールド着用の上、消毒等も更に徹底して行い、業界からの感染を阻止出来ればと考えている。

【自動車整備業】人員の減少による売上高の減少も考えられる。技術職の採用が困難である。

【旅館・ホテル】新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊は前年対比70%まで戻ってきたが、アベレージは1,000円以上下がったままであり、まだまだ非常に厳しい状態。宴会は100%ダウン。飲食店は40%ダウン。

【ビルメンテナンス業】宅配関係の庫内請負業務が順調であり、増収増益となっている。福祉用具レンタル事業も受注が増えている。

【給食センター】売上高は、新型コロナウイルスの影響で、数ヶ月間は昨年度より大幅に減少となったが、新規事業を開始したため、今月は少し回復した。雇用の確保、事業の継続をするためのキャッシュフローは、国・県の制度融資でなんとかなっているが、新型コロナウイルスが終息せず、このまま続けば収益・資金も危うい。

【内装工事業】経済活動を優先させた政府の施策が浸透しつつはあるものの、当業界においては未だ結果として表れておらず、先行きの見通しは依然暗いものがある。

【一般貨物自動車運送業】新型コロナウイルスの影響による便数減少により、収入が減ってしまったため、支払いが難しくなっている。従業員の給料についても、減額しなけなければならない状況になっており、役員報酬もカットしている状況である。

【貨物軽自動車運送業】本来であれば9月決算のお客からの受注で配車におわれる月であるが、8月と同程度の動きにとどまった。企業における人事異動の時期なので引越しの依頼が多数あったが、スポット、チャーターの依頼は鈍く、新規のお客様は無しである。ギリ貧の状況で組合員個々の財力がどこまで耐えられるかが心配である。

【一般乗用旅客自動車運送業】未だに厳しい状況下に変わりはないが、9月末頃から市、県、国等のキャンペーンが功を奏してか景気回復とまではいかないが、少し上向きになってきている状況である。

【大谷石採石業】景気の回復まで程遠い状況といえる。

第19回

組合インタビュー「この人に聞く」

金子 昌郎 さん（理事長）

山口 友邦 さん（顧問）

栃木県生花商協同組合

当組合は県内の生花及び園芸用品の小売事業者による組合です。職業訓練学校の運営や、行政と協力した様々なイベントの企画に取り組み、花きの生産振興と消費の拡大を目指して活発に活動しています。今回は金子理事長、山口顧問に組合設立の経緯から、コロナ禍の乗り切り方についてお話を伺いました。



写真：左から山口顧問、金子理事長

——組合設立の経緯を教えてください。

当組合は昭和52年7月に48名の生花及び園芸販売を行う事業者により設立された歴史ある組合です。昭和59年には、宇都宮共同高等産業技術学校に「フラワー装飾科」を新設し学校運営に参画するなど、組合として技術の向上と後進の育成に努めてきました。

平成11年、宇都宮市の2つの花き市場が統合され、新たに「宇都宮花き地方卸売市場」が開設されました。これに伴い市内で活動していた任意組合が解散し、当組合に加入したことで組合員数が198名に上り、県内生花業界を代表する組合としてスタートを切りました。

当組合では、宇都宮花き地方卸売市場の開設者である㈱宇都宮花きに資本金の5%を出資し、市場との連携を図ると共に経営にも参画しています。生花店の組合が市場に出資しているケースは全国で有数の事例だと思っています。

現在は95名の組合員で、「花を通して社会に貢献しよう」という理念のもと、主にイベントや研修事業を中心に活発に活動しております。

——生花業界の現在の景況はいかがですか？

生花の需要は平成2年に開催された「国際花と緑の博覧会」を契機に拡大しましたが、平成15年頃から減少傾向にあります。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令された今年の4月、5月は消費量が低迷し、例年の半分くらいでした。やはり外出自粛により花を購入する機会が減ったり、イベントや冠婚葬祭が中止・縮小されたことが起因していると思います。7月頃から若干消費が回復してきているかなという印象がありますが、あいにく現在は“モノ不足”の状況が続いています。切花の輸入がストップしてしまったことや、農家では天候不順や、人手不足によって生産量が減少しており、供給が追いついていないという状況です。単価も高く、モノも少ないため、仕入れに苦労しています。

——組合の活動状況について詳しく教えてください。

組合の事業としては、宇都宮共同高等産業技術学校フラワー装飾科の運営や、行政・生産者と協力したイベント事業の企画などです。昨年は、栃木県内で生産された花々が大集合する「花と苺のフェスティバル」の開催や、宇都宮短期大学附属高等学校のブライダルショーへの協力等行いました。しかし、今年は新型コロナウイルスの影響でのきなみ中止になり、今年度の事業も未定になっています。ただでさえ生花の消費量が減少している中、イベントの相次ぐ中止で、生花業界においても大ダメージを受けています。

そこで、本県では県産花きの消費拡大を図るため、国の補助事業を利用し、自治体や駅、銀行等に切花を展示する取組みを始めました。当組合も公募に参加し、受注した案件を組合員に配分しています。組合



写真：栃木県庁本館 1 階ロビーの展示

に加入しているメリットも生じますし、設置する切花は組合で一度確認するので、指導やアドバイスをすることもでき、技術の向上にもつながります。

展示している花には、季節やシーズンに合わせたアレンジメントがされているので、公共施設や銀行に展示してあるのを見かけたら、ぜひゆっくりと見て楽しんでいただけたら幸いです。

——新型コロナウイルスの感染防止対策を教えてください。

花屋では一般のお店同様、入店時のアルコール消毒や、店内の換気、消毒を徹底しています。また私

のお店では母の日に購入してくださったお客様に対しマスクを配布しました。マスクが品薄の時期でしたので、とても喜んでいただきましたよ。

また他県の花き市場では、「在宅セリ」など、人との接触をせずにインターネット通信によるセリに移行したという話も聞きます。花き業界も BtoB（企業間取引）や BtoC（企業対消費者取引）が今後はオンラインによる取引に代わっていくのではないかと思いますね。

——今後の展望についてはいかがでしょう。

これからも引き続き、花きの需要を高めるための活動を行っていきたいです。これは花き業界での喫緊の課題となっておりますが、花きの需要はお彼岸や母の日、お盆などの「物日」に集中する傾向が強く、繁忙期と閑散期で消費量に大きな差がつきます。物日でもイベントでもない「なんでもない日」に花が売れる、日常的に花がある世の中にしていくことが私たちの目標です。

——他会員に向けてPRをどうぞ。

昨今、家に花を飾るという方は少なくなっていました。しかし、部屋に花を飾ることで、ストレスの軽減や認知機能の改善につながるということが実際の研究により証明されています。コロナ禍で疲れてしまった方も多いと思いますので、ぜひ家庭や職場に花を飾ってみてください。癒しの効果が感じられると思います。

——話は変わりますが、理事長の趣味を教えてください。

私の趣味はゴルフで、週末の楽しみになっています。特に今はコロナ禍なので3密を避けた場所でソーシャルディスタンスをとりながら遊べるのはありがたいですね。他には、今は怪我をしてしまってやれていませんが、実は剣道5段を持っていて子供たちに教えたりもしていました。

——最後に中央会に期待することを教えてください。

中央会に期待することとしては、異業種組合との情報交換の場を創っていただきたいということです。例えば組合員数が増加している組合や、社会貢献につながる取組みを行っている等、魅力ある組合と情報交換しつつ、互いに共存共栄を図れたら嬉しいです。特に若年層の間で交流が図れたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

——本日はありがとうございました。

主たる事業	花材機具、園芸用品の共同購買事業、教育情報事業、共同宣伝事業
事務所	〒321-0115 栃木県宇都宮市上御田町340 宇都宮花き地方卸売市場内 TEL 028 (688) 1401 / FAX 028 (688) 1402
代表者	理事長 金子 昌郎
組合員数	95名
組合員資格	生花および園芸販売を行なう事業者であること

栃木県からのお知らせ

栃木県の「物品・役務」の調達に「電子入札」が導入されます

1. 概要

デジタル化社会の進展や、新しい生活様式へ対応するため、令和3年度から順次、県の発注する「物品・役務」（建設工事に係る以外のものをいう。）の入札手続きは、原則として「電子調達システム」を利用して行うこととします。

入札案件や結果も、インターネット上で閲覧できるようになります。

2. 対象

入札を行うもの ※見積合わせは対象外

（例：物品：160万円超、役務：100万円超、印刷：250万円超の案件）

3. 準備していただくもの

インターネット接続環境のあるパソコン

ＩＣカード式電子証明書、ＩＣカードリーダー

※利用できる電子証明書（民間認証局発行のもの）は、後日お知らせします。



4. 導入スケジュール（予定）

R3 県の本庁各課室が行う、物品・役務に関する入札

R4 県の出先機関が行う、物品・役務に関する入札

5. 研修について

電子入札への参加方法等については、事業者の皆様にとって分かりやすい形で県ホームページに詳細を掲載いたしますが、特に対面での説明を希望する事業者の皆様に対しては、電子調達システムの概要等に関する説明会を開催する予定です。詳細が決まり次第、ホームページ上でお知らせします。

6. その他

- ・電子入札に参加するためには、今までどおり、県の入札参加資格登録（物品・役務）が必要です。
- ・電子調達システムの利用手続や導入スケジュール等の詳細は、研修会や県ホームページ等でお知らせします。



<連絡先>

栃木県会計局会計管理課物品調達室

電話 028-623-2091、2092、2096

メール kaikei-b@pref.tothigi.lg.jp

チェックポイント

Q1 持分払戻請求について

組合員の一人が営業不振を理由として脱退したい旨を届け出てきました。この場合、脱退とこれに伴う持分の払戻の方法について教えてください。

A1

ご質問の組合員側から申し出のあった脱退については、中小企業等協同組合法（以下、中協法）に規定する自由脱退に該当するものです。一般に脱退の理由として多いのは、組合の運営、事業、役員構成、経費賦課等に対する不満、さらに自己の経営内容の変化等によって組合員であることによる利益を失った場合等があります。このような場合に、組合員側から自発的な脱退を届け出る場合を「自由脱退」と呼び、組合員の死亡、地区外移転、転廃業、一定規模以上の経営形態が異なった場合等、いわば定款による組合員資格を喪失した場合の「法定脱退」と区分しています。

さて、脱退によって組合員は当該組合に対する権利、義務を全面的に喪失するのは当然のことですが、脱退は組合員持分の払戻を伴うので、中協法第18条は90日（定款規定により1年まで延長できる。）前までに届ける旨の予告期間を規定しています。

質問の自由脱退の場合、脱退時期は事業年度末となります。

持分払戻を実施する時期について特に法定されていませんが、組合の決算は事業年度終了後2ヶ月以内（定款の定めにより最長3ヶ月）に総会を開催し報告することになっていますので、当該総会の承認を受けた後、直ちに払い戻すことが常識と言えます。

この持分払戻請求権に関する時効については、中協法第21条により2年間これを行わないと消滅することになっています。

また、持分の算定が事業年度末日の組合財産によって行われることから、法定脱退の場合であっても、脱退者の持分払戻請求権は、事業年度末までは行使することができません。したがって、法定脱退の場合の持分払戻請求権は、行使の時期を事業年度末と定められた停止条件付き請求権といえます。

Q2 脱退予告者の権利について

自由脱退を予告した者は、持分が計算される事業年度末までは組合員であり、持分権があると解釈してよいのですか。

この場合、当該組合員は、事業年度末日をもって脱退となりますので、払い戻すべき持分を確定する決算総会（通常総会）への出席、組合員権の行使はできないと解釈してよいのですか。

A2

組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができますが、この場合、定められた予告期間を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末まででなければ発生しません。したがって、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として一切の権利を有し、かつ、義務を負います。

脱退の効果は、事業年度末において発生しますので、それ以後は、組合員たる地位を失いますから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできません。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方へ

栃木県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を対象とした保証制度を取り扱っています。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

保証制度の概要

■危機関連保証

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：10年以内

対象要件：売上高の実績・見込が15%以上減少

添付書類：市町村長の発行する認定書

■セーフティネット保証（4号・5号）

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：運転10年以内、設備20年以内

対象要件：【4号】売上高の実績・見込が20%以上減少

【5号】売上高の実績・見込が5%以上減少

対象業種：保証対象業種

添付書類：市町村長の発行する認定書

この他、各自治体においても新型コロナウイルス感染症対策関連の融資制度が創設されております。



◇地区別優先的課題解決型講習会のご案内

“Withコロナの時代” セミナー&相談会

こんなお悩みにお答えします!!

・アフターコロナでの成功事例は？ 製造業でもテレワークできるのか？

・コロナ前に作成した事業計画を見直したいがどうすればよいか？

・テレワークに取り組むには、まず何から始めれば良いか？

是非、セミナー&相談会へお越しください。

大田原会場
12月3日

【場所】大田原市総合文化会館 ☎0287-22-4148 定員36名

《セミナー》14時～

「変化は飛躍するチャンス!! ～コロナ渦後の事業継続セミナー～」

講師：佐藤 和哉 氏（(株)ケイ・クルー 代表取締役/中小企業診断士）

《相談会》16時～ 中央会指導員による個別相談会

足利会場
12月9日

【場所】栃木県南地場産業振興センター ☎0284-71-1141 定員45名

《セミナー》14時～

「テレワーク講習会 ～テレワークが生み出す新しい働き方とは～」

講師：村田 瑞枝 氏（(一社)日本テレワーク協会 事務局長/中小企業診断士）

《相談会》16時～ 中央会指導員による個別相談会

※お申し込みは、栃木県中小企業団体中央会 事業推進部（担当：村上）までご連絡ください。

◇小規模事業者組織化指導事業特別講習会のご案内

あなたの大切な職場を守る準備、始めませんか。

・企業 × 防災 「もしもの時は」 きっと起きる

【日時】令和2年11月27日(金) 14時～16時

【場所】コンセーレ ☎028-624-1417

【定員】先着20名 【参加費】おひとり 1,000円

《テーマ》「職場の防災・減災を進めよう」

～会社・ひと・自分を守るための基礎知識～

講師：宮崎 賢哉 氏（(一社)防災教育普及協会 教育事業部長

災害支援・防災教育コーディネーター/社会福祉士）

自然災害についての映像や防災カードゲーム、災害シミュレーションを通じて、
もしもの時の対処法を身につけましょう！

※お申し込みは、栃木県中小企業団体中央会 事業管理部（担当：面曾・石下）までご連絡ください。

●セミナー&講習会等にご参加される皆様へのお願い

会場内では必ずマスクの着用をお願い致します。セミナー&講習会の実施に当たりましては、参加者の体温測定、会場の換気、ソーシャルディスタンスに配慮した配席、消毒アルコールの設置等、新型コロナウイルス感染対策に十分留意して開催致します。また、開催当日の状況変化により、中止または延期とさせていただきますのでご承知ください。

上記のセミナー&講習会のチラシを同封いたしましたので、是非ご覧ください。

編集後記

今月号の表紙写真は、栃木市にある「とちぎ蔵の街美術館」です。およそ200年前に建てられた土蔵3棟を改修して美術館として蘇りました。栃木市ゆかりの作家の作品を中心に所蔵しています。

とちぎ蔵の街美術館は、市指定文化財「善野家土蔵通称おたすけ蔵」（江戸時代後期建築）を改修した特色のある美術館で、平成15年3月15日に開館しています。